

平成 25 年 7 月 26 日

各 位

西日本シティ銀行

不祥事件の発生について

この度、当行において下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的・公共的に大きな役割を担い、信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて、役職員一同深く反省いたしますとともに、被害に遭われたお客様を始め、日頃から当行を信頼し、お取引をいただいておりますお客様に心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

当 事 者	当行直方支店に勤務していた個人営業担当者（女性 39 歳）
発 生 支 店	直方支店、穂波支店、飯塚支店、新飯塚支店（平成 14 年 5 月に飯塚支店に統合）
発 覚 の 端 緒	平成 25 年 6 月 24 日、支店長が、当事者の他の銀行口座宛にお客様から振込があったことを発見し、内部調査の結果、当事者がお客様の口座から不正に出金し振込していたことが判明。
発 生 期 間	平成 7 年 4 月～平成 25 年 6 月
着 服 金 額	現時点で行内調査により判明した金額は以下のとおり。 着服金額 約 142 百万円（18 先）
着 服 の 手 口	当事者は、親戚・知人等のお客様からお届け印が押捺された払戻請求書を手に入れる等、お客様になりすまして出金を繰返し、預金を着服していた。
着 服 金 の 使 途	遊興費、生活費等に費消

2. 被害者への対応

被害に遭われたお客様には、被害金額の弁済手続きを進めております。

3. 関係機関への通報等

本事件については、すでに警察に通報するとともに、当行は刑事告訴に向けた準備を進めております。

また、法令に基づく監督官庁への届出も行っております。

4．人事処分

人事処分については、今後、当事者及び関係者の責任の所在を明確にしたうえで、厳正に実施いたします。なお、当事者は現在入院中のため人事部所属となっております。

5．今後の対応

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守態勢の確立に努めてまいりましたが、今般の不祥事件を重く受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の一層の充実・強化に全行を挙げて取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様サービス室 TEL0120-162-105

受付時間平日 9:00～17:00

平成 25 年 7 月 27 日(土)・28 日(日)は上記時間帯で受付いたします。